

葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託

に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

葛城市教育部教育総務課

葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第Ⅰ. 業務概要

(1) 業務名

葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的・趣旨

葛城市立学校（小学校5校、中学校2校）及び葛城市内の社会体育施設3施設の屋内運動場への空調整備に向けて、効率的・効果的な、整備内容、スケジュール、事業手法などの計画を行うものである。

本要領は、「葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託」について、委託業者を選定する公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平に実施することを目的に必要な事項を定めるものです。

(3) 業務の内容

別紙Ⅰ「葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

① 整備手法検討業務

屋内運動場及び格技室等の現況資料の取りまとめ、関係法令制度整理、断熱化工事検討業務、空調設備検討業務、防災機能検討業務、整備スケジュールの検討、事業者へのサウンディング調査

② 整備方針策定検討業務

事業実施可能性の検討整理、事業手法ごとの定性・定量評価、屋内運動場及び格技室等ごとの事業手法の検討、事業開始に向けた各資料案の作成、資料等の作成支援

(4) 履行期間

契約の日から令和8年3月12日（木）まで

(5) 提案限度額

契約金額の上限は、17,820,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(6) 予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、別紙2「葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託に係る審査実施要領」のとおり

(7) その他

本業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合がある。

第2.プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和7年度において、葛城市競争入札参加資格を有する事業者であること。
ただし、資格を有さない事業者は、「(2) 入札参加資格を有さない者の参加」を参照すること。
- ② 本業務に係る技術者等は次に定める資格及び経験を有し、適正に配置できること。
 - ア 管理技術者については、次のいずれかの資格を有すること。
 - (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - (イ) 建築士法第2条第5項に規定する建築整備士
 - (ウ) 技術士法第2条第1項に規定する技術士
 - イ 管理技術者については、上記の資格を有するもの、かつ、次の要件を満たすこと。
当該法人または個人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者とし、その雇用期間は参加意向申込書等の提出期間の終期から起算して3か月以上の期間を要している者。
 - ウ 管理技術者及び担当技術者は、学校空調設備又は学校施設整備に係る計画策定支援業務委託等の経験を有する者とする。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第6号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑥ 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- ⑦ 奈良県建設工事請負契約に係る入札参加停止措置要領又は葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく入札参加停止または指名停止(指名停止等)期間中でないこと。また、一般競争入札参加申請書の提出期限から入札執行の日までの期間に指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑨ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。
- ⑩ 過去10年以内(平成27年4月1日から令和7年3月31日)に国又は地方公共団体において、公共施設の設備又は施設の整備に係る計画策定業務委託等の履行が完了している者であること。

(2) 入札参加資格を有さない者の参加

(1) 参加資格①に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ① 提出期限: 令和7年4月15日(火)午後5時必着

② 提出書類:次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出資料一覧	
1	【様式8】プロポーザル参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」
5	納税関係書類 すべての税目について滞納がない旨の証明書 A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者 ⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者 ⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む） C：県外業者 ⇒国税（消費税及び地方消費税を含む） ※提出日前3か月以内発行のもの ※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。 ※市税の納税証明書は必ず原本(写し不可)を添付してください。 ※国税は、所管税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。(指定様式以外の証明書不可)
6	印鑑証明書(写し可)※提出日前3か月以内発行のもの
7	【様式7】同意書兼誓約書

※A4 ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③ 参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和7年4月17日(木)に審査結果をメール又は電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

(3) スケジュール

募集開始(市ホームページ)	令和7年4月8日(火)
参加申込書提出期限	令和7年4月22日(火)午後5時
一次審査(書類審査)	令和7年4月23日(水)午後5時
一次審査の結果及び二次審査実施通知	令和7年4月28日(月)
質疑の締め切り	令和7年4月30日(水)正午
質疑の回答	令和7年5月9日(金)まで随時
技術提案書提出締め切り	令和7年5月16日(金)午後5時
二次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年5月27日(火)を予定

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合もある。その場合は参加者に対し事前の連絡を行う。

(4) 参加申込書の提出

① 提出期限

令和7年4月22日(火)午後5時 必着とする。

② 提出場所

葛城市教育委員会事務局教育部教育総務課 施設係
〒639-2197 葛城市長尾85番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

④ 参加表明提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

(ア)【様式1】参加申込書

(イ)【様式2】参加資格に関する申立書

(ウ)【様式3】受注実績調書

(エ)【様式4】会社概要書

(オ)【様式5-①】【様式5-②】管理(担当)技術者の経歴及び業務実績等調書(1次審査書類を兼ねる)

なお、様式5-①、様式5-②の作成にあたっては、次の事項に留意して下さい。

※ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとし、必要に応じて記入欄を追加してください。また、今回の業務と同種、類似業務を中心に出来る限り詳細に記入してください。

※ 業務経歴等、現在の会社名は記載しないでください。

(カ)【様式7】誓約書兼同意書

(キ)参加資格審査結果通知書(写し)(該当企業のみ)

※ 用紙等が不足する場合は、適宜追加すること。

⑤ 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を教育総務課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 1次審査(書面審査)

「【別紙2】審査実施要領」に基づき、委員会事務局(教育総務課)が(5)③の提出書類の審査を行い、評価の合計点の高いものから4者を技術提案書等の提出者として選定する。ただし、同評価の提出者が4者を超えて存在する場合はこの限りではない。なお、見積書は(10)の記載に基づき作成し提出すること。

① 提出期限

令和7年4月23日(水)午後5時まで

② 提出先

葛城市教育委員会事務局教育部教育総務課 施設係
〒639-2197 葛城市長尾85番地

③ 提出書類

様式5-① 管理技術者の経歴及び業務実績等 (※参加表明時提出すること。)	1部
様式5-② 担当技術者の経歴及び業務実績等 (※参加表明時提出すること。) ★予定担当技術者が複数の場合は、複数枚作成すること。	1部
見積書(任意様式) (※参加表明時に同時に提出することも可。)	1部

(6) 一次審査の結果及び二次審査実施通知

一次審査の結果については、令和7年4月28日(月)に文書発送し、参加者に通知する(別途電子メールでも通知する。)予定だが、審査状況によっては変更となる場合がある。

また、一次審査通過者については、同時に二次審査の実施通知も行う。

(7) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式6】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和7年4月30日(水)正午まで

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市教育委員会事務局教育部教育総務課 施設係

電子メール:kyouiku-soumu@city.katsuragi.lg.jp

電話番号:0745-44-5107

なお、件名は「葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託質疑」とすること。

③ 質疑書の回答

質問者への個別回答(電子メール)とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は、令和7年5月9日(金)までに随時行う。(ただし、質疑から回答までに時間を要する場合は、そのため、スケジュールに余裕を持って質疑を行うこと。)

(8) 技術提案書等(2次審査書類)の提出

技術提案書は(9)の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は1事業者につき1案とする。

① 提出期限

令和7年5月16日(金)午後5時まで

② 提出先

葛城市教育委員会事務局教育部教育総務課 施設係
〒639-2197 葛城市長尾85番地

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「(4) 参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④ 提出書類

技術提案書(正)<任意の様式>	1部
技術提案書(副)<任意の様式>	10部
電子媒体(CD-R等)	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	

(9) 技術提案書の作成

別紙3「評価基準表」記載の各検討項目について、次のとおり作成すること。

① 様式

- (ア) 任意様式とし、紙の大きさはA4版とする。(縦型又は横型いずれかで統一のうえ、縦型にあっては左綴じ、横型にあっては上綴じとする。)
- (イ) 本編(表紙、目次は含めず)は、片面使用10ページ以内とする。
- (ウ) 1部ずつ、A4版紙製フラットファイルに綴じること。フラットファイルには何も記載しないこと。

② 構成

- (ア) 表紙、目次、本編で編成すること。
- (イ) 表紙には、題名を「葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託」と記述し、正本にのみ提案者名を記載すること。
- (ウ) 1部ずつ、A4版紙製フラットファイルに綴じること。フラットファイルには何も記載しないこと。
- (エ) 本編については、別紙3「評価基準表」の検討項目に沿って、「業務実施方針、業務実施体制」、「実施スケジュール」、「整備手法の検討」、「整備方針の検討」、「独自提案」の順で作成すること。

③ 留意事項

- (ア) 日本語を用いて作成すること。
- (イ) 使用する文字の大きさは、図表等を除き11ポイント以上とする。
- (ウ) 技術提案書の内容については、仕様書の内容を踏まえて記載すること。
- (エ) 記載については、横書きとする。
- (オ) カラー刷り、写真、絵、表等の挿入は可能とする。
- (カ) 内容については頁番号を付すること。
- (キ) 印刷は、全て片面とすること。
- (ク) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (ケ) 記載内容については明解かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(10) 見積書作成要領

① 葛城市屋内運動場空調設備整備計画策定業務委託見積書【任意様式】

仕様書に記載する本業務に必要なすべての費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。ただし、合計金額は 17,820,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

(11) 選定方法

① 審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、「【別紙 2】審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和 7 年 6 月 2 日（月）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

(12) 契約

① 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

② 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と本業務について交渉を行う。

(13) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第 3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に技術提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 提案書への社名の記載があった場合
- ⑤ 見積額が業務委託提示上限額を超えた場合
- ⑥ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑦ 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑧ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ① 提出された技術提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における技術提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③ 提出された技術提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④ 技術提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 技術提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧ 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑨ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市教育委員会事務局教育部教育総務課 施設係

〒639-2197 葛城市長尾85番地

(TEL) 0745-44-5107

(FAX) 0745-48-3200

(Mail) kyouiku-soumu@city.katsuragi.lg.jp